

年金だより

障害者に給付する年金等について

▼障害基礎年金▼

支給条件障害基礎年金は、次の条件すべてに該当する方に支給されます。

①20歳前、国民年金の被保険者期間中または被保険者の資格を失った後でも、60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に、障害の原因となった病気やけがの初診日（障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師の診療を受けた日）があること。ただし、老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている方を除きます。

②①の病気やけがによる障害の程度が20歳に達したとき、または障害認定日において、国民年金法で定められた障害等級の1級または2級のいずれかの状態になっていること。

※障害認定日において障害の状態が軽い場合であっても、その後重くなった場合に障害基礎年金を受けられることがあります。

③保険料の納付要件を満たしていること。障害基礎年金を受けるためには保険料の納付要件があり、初診日の属する月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること（滞納し

た期間が3分の1以上ないこと）、または初診日の属する月の前々月までの一年間に保険料の未納がないことが必要です。

※20歳前に初診日がある障害基礎年金について、③の保険料納付要件は不要です。ただし、本人の所得制限（扶養親族等の人数に応じて異なります）やその他の年金を受けることができること、また、日本国内に住所を有しない等の理由により、年金の一部または全部が支給停止となる場合があります。

【障害認定日とは…】障害の程度を定める日のこと、その障害の原因となった病気やけがについて初診日から起算して1年6か月を経過した日、または1年6か月以内に治った場合（症状が固定した場合）はその日をいいます。

年金額

【1級】990, 100円

【2級】792, 100円

※この他に子の加算がつく場合があります。

▼特別障害給付金制度▼

国民年金に任意加入できる期間に、任意加入しなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方を対象とした福祉的措置として、「特別障害給付金制度」があります。

対象者

・平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生

・昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金等の加入者)の配偶者

これらの方のうち、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日（障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師の診療を受けた日）があり、現在、障害基礎年金1,2級相当の障害状態にある方です。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。

支給額等(平成21年度額)

【障害基礎年金1級相当に該当する方】

月額50, 700円

【障害基礎年金2級相当に該当する方】

月額40, 560円

・額は毎年度物価の変動に応じて改定されます。

・本人が他の年金を受給している場合や、本人の所得によっては支給が調整（停止）される場合があります。

・給付金は、請求のあった月の翌月分から支給されます（必要な添付書類がそろわない場合であっても請求書の受付を行なっています）。

・支払いは、年6回(偶数月)です。

問合せ 保険年金課 保険年金係 ☎551・1670

公開します「市政情報」保護します「個人情報」ご利用ください「情報コーナー」情報公開制度・個人情報保護制度に関するお問い合わせは、総務課法制総務係 ☎51・1576へ。

国保だより

10月から国民健康保険の保険証が新しくなります

国民健康保険の被保険者証(以下、保険証)は、平成21年9月末が有効期限となるため、10月から新しい保険証になります。

新しい保険証は、9月末までに、簡易書留郵便で郵送します。

なお、各世帯によって有効期限が異なる場合がありますので、保険証郵送の際に同封するパンフレットをご確認ください。

※「ジェネリック医薬品希望カード」を同封しましたのでご利用ください。

問合せ 保険年金課 保険年金係 ☎51・1640

10月より住民税(市・都民税)の年金引き落としが開始されます

4月1日現在、65歳以上の年金受給者で、平成20年中の年金所得に係る住民税の納税義務のある方が対象です。

ただし、福生市の介護保険料が年金から引き落としされていない方や、年金から引き落としされる住民税などの税金や保険料を合わせた額が、老齢年金等の年金額を超える方などは対象となりません。

対象者には、10月1日ごろ個別に通知を送付しますので、再度ご確認ください。また、不明な点があります。

ましたら、お問い合わせください。

問合せ 課税課 市民税係 ☎51・1610

9月の納税

9月は国民健康保険税(第3期)、介護保険料(第3期)、後期高齢者医療保険料(第3期)の納期です。

9月30日(水)までに納めてください。

口座振替は9月30日(水)に振り替えますので、残高不足に注意してください。

※納期を過ぎると延滞金(年14.6%)が課されます。

問合せ 収納課 ☎51・1578

秋の全国交通安全運動

9月21日(祝)～30日(水)

《スローガン》「やさしさが走るこの街 この道路」

目的 この運動は、交通ルールの順守と正しい交通マ

ナーの実践を習慣づけるよう呼び掛け、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

運動の基本 高齢者の交通事故防止

運動の重点

①夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

②すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

③飲酒運転の根絶

④二輪車の交通事故防止

問合せ 安全安心まちづくり課 地域安全係 ☎51・1691

10月からチャイム放送の時間が変わります

10月1日(木)から市のチャイム放送の時間が午後4時30分になります。

問合せ 安全安心まちづくり課 防災係 ☎51・1638

8月の横田基地飛行回数 **問合せ** 環境課 環境係

測定場所	熊川1571番地誘導灯付近		福生市役所屋上	
	平成21年8月	前年同月比	平成21年8月	前年同月比
飛行総数	652	-109	217	8
昼間(午前7時～午後7時)	509	-89	166	12
夕刻(午後7時～10時)	118	-20	50	-3
夜間(午後10時～午前7時)	25	0	1	-1
最高音圧レベル(デシベル)	122	7	107	10

市民のひろば

個人情報が含まれるため、広報ふっさPDF版からは除いております。

問合せ 秘書広報課 広報広聴係 ☎551・1568



「交通事故死ゼロを目指す日」を実施します。

『人は右側、車と自転車は左側通行』を基本に、道路を通行する皆さんが交

通ルールを守り、お互いを思いやる気持ちを持つこ

とが悲惨な交通事故を減らします。

9月30日をきっかけに家族や親せき、近所の方々と交通ルール等を再確認し、交通事故を1件でも少なくしていきましょう。

問合せ 安全安心まちづくり課 地域安全係 ☎51・1691

10月1日(木)から市のチャイム放送の時間が午後4時30分になります。

問合せ 安全安心まちづくり課 防災係 ☎51・1638